



令和6年度

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

高松市定額減税調整給付金のお知らせ

給付対象

高松市の納税義務者※1のうち、
令和6年度に実施される所得税・個人住民税所得割の

定額減税を十分に受けられないと見込まれる方※2

※1 令和6年1月1日（個人住民税の賦課期日）時点で、高松市に居住している方

※2 定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方

※ただし、以下の方は対象外です。

- ① 令和5年分所得税に係る合計所得金額が、1,805万円を超える方は、
所得税分の控除不足額は調整給付金の対象となりません。
- ② 令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が、1,805万円を超える方は、
住民税所得割分の控除不足額は調整給付金の対象となりません。

給付額

所得税分の控除不足額※3と

住民税所得割分の控除不足額※3の合計額（1万円単位に切上げ）

※3 控除不足額が「0（ゼロ）」を下回る場合は、「0（ゼロ）」となります。

「所得税分の控除不足額」＝「所得税の定額減税可能額※4」－「令和6年分推計所得税額」

「住民税所得割分の控除不足額」＝「住民税所得割の定額減税可能額※5」－「令和6年度分個人住民税所得割額」

※4 3万円×（本人＋扶養親族数）で算出する額

※5 1万円×（本人＋扶養親族数）で算出する額

詳しくは、高松市ホームページ（給付金ページ）でご確認ください。（チラシ下部の二次元コードよりアクセスできます。）

手続方法

給付対象者のうち

マイナポータル等から登録する
公金受取口座が
登録済みの方

マイナポータル等から登録する
公金受取口座が
未登録の方

高松市から書類が届きます

※届かない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

支給のお知らせ（ハガキ）が届きます
手続は不要※）です

※）令和6年8月16日（金）に振込予定です。ただし、振込先変更や、給付辞退を希望する場合は、令和6年8月8日（木）までに高松市給付金コールセンターまでお申出ください。

支給要件確認書（封筒）が届きます
オンラインまたは郵送で申請してください

※オンラインでの申請方法は裏面をご覧ください
審査（1か月程度）後、指定の口座に振り込みます

申請期限：**令和6年10月15日（火）**
（当日消印有効）

裏面もご覧ください▶▶▶

問
い
合
わ
せ
先

高松市給付金コールセンター
087-826-0442

受付時間 8:30～17:00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

相談窓口

高松市防災合同庁舎4階
（市役所本庁舎西側）

詳細や、最新の情報は、高松市ホームページ（給付金ページ）でご確認ください。➡



下記の二次元コードより、オンラインで簡単に申請できます！

オンライン申請は添付書類のコピーが不要です(写真データで提出)

<注意事項>

- ※お客様番号・パスワードはお手元に届いた「確認書」に記載しています。
- ※代理受給の場合はオンライン申請はできません。
- ※オンラインと郵送の両方で申請された場合は、先に受理した申請を優先します。

詳しい手順はこちらから▶



調整給付金とは

令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられないと見込まれる(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

(給付対象者の例)



納税義務者



被扶養者 妻



被扶養者 子1



被扶養者 子2

納税義務者は、妻、子1、子2を税法上の扶養対象者としている。

■所得税分の定額減税可能額 3万円×4人(本人・妻・子1・子2)=12万円(①)

■個人住民税所得割分の定額減税可能額 1万円×4人(本人・妻・子1・子2)=4万円(③)

納税義務者に対して、令和6年分推計所得税額(減税前)が7万3千円(②)

令和6年度住民税所得割額(減税前)が2万5千円(④)賦課(課税)されていた場合

【給付額の算出式】

$$\begin{array}{rcl} \text{① } 120,000 \text{ 円} & - & \text{② } 73,000 \text{ 円} = \text{(A) } 47,000 \text{ 円} \\ \text{③ } 40,000 \text{ 円} & - & \text{④ } 25,000 \text{ 円} = \text{(B) } 15,000 \text{ 円} \end{array}$$

所得税分の
控除不足額(A)

住民税所得割分の
控除不足額(B)

給付額
(左記を1万円単位に切上げ)

$$47,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} = 62,000 \text{ 円} \rightarrow 70,000 \text{ 円}$$

※令和6年分推計所得税額と令和6年度分個人住民税所得割額がともに非課税の人は、調整給付金の対象外です。

また、定額減税可能額がすべて引きされると見込まれる人も対象外です。

※令和6年分推計所得税額とは令和5年中の所得金額等の情報から算出した推計額です。令和6年分所得税額が確定した後、調整給付額に不足が生じた場合には、令和7年以降に不足額を追加給付予定です。

また、令和6年6月3日までに、本市税務システムに反映されていない申告書等については、令和6年調整給付金の算定対象外となるため、調整給付額に不足が生じた場合は、令和7年以降の不足額給付で対応します。

「調整給付金・定額減税一体措置」については
こちらのホームページ(内閣官房)をご確認ください。



給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

高松市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず高松市消費生活センター(Tel:087-839-2066)や最寄りの警察署にご相談ください。